

地域包括ケア推進課から

## **総合事業について**

# **「訪問介護相当サービス」**

地域包括ケア推進課介護予防係

## 総合事業（訪問介護相当サービス）について

地域包括ケア推進課介護予防係

介護保険の予防給付のうち、訪問介護と通所介護は、総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」に移行され、平成28年4月から新宿区独自の訪問型サービス、通所型サービスとなりました。

このうち、訪問型サービスは、現行相当の訪問介護相当サービスと基準を緩和した生活援助サービスに分かれます。

今回は、訪問介護相当サービスについて説明していきます。

総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	訪問介護相当サービス 生活援助サービス
		通所型サービス	通所介護相当サービス ミニデイサービス 通所型短期集中サービス
	一般介護予防事業	介護予防把握事業	など

### 1 訪問介護相当サービスの算定区分

- 訪問介護相当サービスⅠ 「20分未満の身体介護」及び「生活援助」  
(身体介護が全くない場合を含む)
- 訪問介護相当サービスⅡ 「20分以上30分未満の身体介護」及び「生活援助」
- 訪問介護相当サービスⅢ 「30分以上の身体介護」及び「生活援助」

※訪問介護相当サービスでは、身体介護に要する時間によって算定区分を設定しています。

※訪問介護相当サービスにおける「身体介護」及び「生活援助」の意義は、次のとおりです。

**身体介護** 利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助であり、1人の利用者に対して訪問介護員が1対1で行う援助

**生活援助** 身体介護以外の訪問介護であって、掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助

## 2 訪問介護相当サービスにおける留意事項

- ① 1回のサービス提供時間は、60分以内です。ただし、介護予防ケアマネジメント等で必要と認める場合には、60分を超えるサービスを位置付けることも可能です。しかし、その場合でも所定の単価です。
- ② 訪問頻度は、利用者の状態像から生活援助中心のサービスを想定していますので、1日1回、週2回以内です。ただし、要支援2と事業対象者に限り、状態等により区が必要と認める場合には、1日1回、週3回のサービスを位置付けることも可能です。
- ③ サービス提供内容が変更になった場合は、サービス提供の事前又は事後に高齢者総合相談センターがその必要性を認めれば、計画外の身体介護を含めた身体介護の時間に応じた単位数を算定できます。
- ④ 東京都の原子爆弾被爆者の利用者負担額助成制度は利用できませんが、新宿区独自で利用者負担額を助成する制度を設けています。サービス利用開始前に地域包括ケア推進課介護予防係までお問い合わせ下さい。
- ⑤ 介護予防・生活支援サービス事業費の過誤申立をする場合は、「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書」に記入の上、地域包括ケア推進課介護予防係へ送付してください。「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書」の様式・処理手順は、ホームページに掲載しています。

●訪問介護相当サービスQ&A

質問1 入浴介助で時間がかかり、サービス終了が18時30分になってしまった。時間外(夜間)の加算はあるか？

回答 介護予防・生活支援サービス事業では、時間外加算の設定はない。

質問2 利用回数について、週2回までとは月8回までということか。月によっては9回の利用も可能か？

回答 利用可能である。週2回なら、月9回となることもある。

質問3 利用者が要支援から事業対象者となったことにより、初回加算を算定できるか？

回答 算定できない。初回加算が算定できるのは、以下の場合である。

- ①新規にサービスを利用する場合(サービス利用が終了して2カ月以上経過した後に、再度サービスを利用する場合)
- ②要介護者が、要支援認定を受け、あるいは事業対象者となってサービスを利用する場合

介護予防・生活支援サービス事業について  
ご不明な点は、地域包括ケア推進課介護予防係まで、  
お問い合わせ下さい。

TEL 03-5273-4568

